

防衛省訓令第80号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定を実施するため、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に伴うオーストラリア軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害に関する賠償金の支払等に関する訓令を次のように定める。

令和5年8月21日

防衛大臣 浜田 靖一

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に伴うオーストラリア軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害に関する賠償金の支払等に関する訓令

改正 令和5年10月27日省訓第98号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 調査（第 4 条・第 5 条）

第 3 章 協議による解決（第 6 条—第 9 条）

第 4 章 裁判による解決（第 10 条・第 11 条）

第 5 章 賠償金の支払・償還（第 12 条・第 13 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和 5 年法律第 26 号。第 2 条において「法」という。）第 12 条及び第 13 条並びに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）第 23 条第 5 項及び第 6 項(c)ただし書に基づく損害に係る賠償の請求の処理に関し、必要な事項を定めるも

のとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) オーストラリア軍隊 法第2条第1項に規定するオーストラリア軍隊をいう。

(2) オーストラリア軍隊の構成員等 オーストラリア軍隊又は法第2条第2項に規定するオーストラリア軍隊の文民構成員若しくは同条第3項に規定するオーストラリア軍隊の構成員をいう。

(3) オーストラリア軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害 法第2条第3項に規定するオーストラリア軍隊の構成員若しくは同条第2項に規定するオーストラリア軍隊の文民構成員がその職務を行ったことにより、又はオーストラリア軍隊が占有し、所有し、若しくは管理する土地の工作物その他の物件の設置若しくは管理の瑕疵により日本国内において違法に他人に加えた損害をいう。

(4) 被害者等 オーストラリア軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害に係る被害者又はその法定代理人（オーストラリア軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害であることの蓋然性がある場合の損害に係る被害者又はその法定代理人を含む。）をいう。

(5) 協力活動 協定第4条第1項に規定する協力活動をいう。

(6) 自衛隊の部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊又は機関をいう。

（賠償金の算定）

第3条 賠償金の算定は、防衛省の損害賠償に関する訓令（昭和39年防衛庁内訓第5号）によるものとする。

第2章 調査

（事故の連絡等）

第4条 オーストラリア軍隊との協力活動に従事する自衛隊の部隊等は、当該オーストラリア軍隊等が他人に損害を加えたと認めたときは、速やかに当該損害が発生した場所を管轄する地方防衛局長又は東海防衛支局

長（以下「地方防衛局長等」という。）に連絡するものとする。この場合において、管轄する地方防衛局長等が明らかでないときは、順序を経て、防衛大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた防衛大臣は、管轄する地方防衛局長等を指定する。

（事故の調査）

第5条 前条第1項の連絡若しくは前条第2項の指定又は前条第1項以外の連絡を受けた地方防衛局長等は、発生した損害がオーストラリア軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害でない蓋然性が高いと認めた場合を除き、オーストラリア軍隊との協力活動に従事する自衛隊の部隊等その他関係する自衛隊の部隊等の協力を得て、当該損害に関する調査を行わなければならない。

- 2 前項の蓋然性の判断は、遅滞なく行うものとする。

この場合においては、協定第23条第8項に規定する協議、決定その他オーストラリア軍隊からの確定的な

情報は必ずしも必要としない。なお、調査により、発生した損害がオーストラリア軍隊の構成員等の職務の遂行等に伴う損害でないことが明らかになったときは、前項の調査を終了するものとする。

第 3 章 協議による解決

（損害に係る賠償請求の意思の確認等）

第 6 条 地方防衛局長等は、前条第 1 項の規定による調査を行う場合には、被害者等に対し、損害に係る賠償の手續について説明するとともに、損害に係る賠償を請求する意思の有無を確認するものとする。ただし、同条第 2 項の規定により調査を終了したときは、この限りでない。

2 地方防衛局長等は、被害者等に損害に係る賠償を請求する意思があることを確認したときは、請求権に関する情報を速やかに防衛大臣に報告するとともに、別記様式第 1 号による損害賠償請求書の提出を被害者等に求めるものとする。

3 前項の被害者等から 6 か月にわたり損害賠償請求書

の提出がなされない場合には、地方防衛局長等は、当該被害者等に対し、損害賠償請求書の提出を求め、損害に係る賠償を請求する意思の有無を改めて確認しなければならない。

- 4 前項の規定は、第5条第2項の規定により調査を終了したときは、適用しない。この場合においては、当該調査に関する損害は当事者間で解決すべきことを説明するものとする。

(オーストラリアの当局への通知)

第7条 地方協力局在日米軍協力課長は、防衛大臣が前条第2項の報告を受けた場合には、同項の情報を遅滞なくオーストラリアの当局に通知するものとする。

- 2 前項の通知には、請求権に係る事象が起きた日付、場所その他の請求権に関する情報を含めるものとする。
- 3 第1項の規定による通知を行った場合において、被害者等から損害に係る賠償を請求しない旨の申出があったとき、又は第5条第2項の規定により調査を終了したときは、地方防衛局長等はこれを速やかに防衛大

臣に報告し、地方協力局在日米軍協力課長は、オーストラリアの当局に対し、その旨を通知するものとする。

（損害賠償請求通知等）

第 8 条 地方防衛局長等は、被害者等から第 6 条第 2 項に規定する損害賠償請求書の提出を受けたときは、事故の状況、損害の額、過失の割合等について請求内容を審査し、別記様式第 2 号による損害状況等報告書を作成するものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の規定による審査を終えたときは、損害状況等報告書に損害賠償請求書その他の審査の参考となる書類を添えて、防衛大臣に報告するものとする。

3 前 2 項の規定に関わらず、損害について、第 5 条第 2 項の規定により調査を終了したときは、損害賠償請求書を提出した者に当該損害賠償請求書を返却しなければならない。この場合においては、当該者が受けた損害は当事者間で解決すべきことを説明するものとする。

(オーストラリアの当局との協議)

第9条 防衛大臣は、前条第2項の規定により損害状況等報告書の報告を受けたときは、これを審査し、必要に応じ調査を行うものとする。

2 前項の審査を終えたときは、地方協力局在日米軍協力課長は、オーストラリアの当局に別記様式第3号による損害賠償請求査定結果通知書を通知する。

3 地方協力局在日米軍協力課長は、前項の損害賠償額、過失の割合等について、協定第23条第5項(a)に基づきオーストラリアの当局と協議する。

4 地方協力局在日米軍協力課長は、前項の規定によるオーストラリアの当局との協議が調った場合には、オーストラリアの当局と共に別記様式第4号による損害の原因確認書を作成し、防衛大臣は、その写しを地方防衛局長等に送付するものとする。

5 地方協力局在日米軍協力課長は、第3項の規定によるオーストラリアの当局との協議が調わない場合には、速やかに協定第27条に基づき設置される合同委員会

その他のオーストラリアとの間の適切な協議の場に提示し、解決しなければならない。前項の規定は、この項の規定によりオーストラリアの当局との協議が調った場合に準用する。

第4章 裁判による解決

(裁判による解決)

第10条 地方防衛局長等は、被害者等から国を被告とした訴訟が提起された場合には、速やかに防衛大臣へ報告しなければならない。この場合において、当該被害者等から第6条第2項に規定する損害賠償請求書の提出を受けているときは、当該損害賠償請求書を被害者等に返却し、防衛省がオーストラリアの当局と協議して当該請求を解決する手続を終了する旨を通知しなければならない。

2 地方防衛局長等は、訴訟の状況について、随時、防衛大臣に報告しなければならない。裁判上の和解が提示された場合及び判決又は和解により被害者等が受けた損害の額が確定した場合の防衛大臣への報告は直ち

に行うものとする。

（オーストラリアの当局への通知）

第 1 1 条 地方協力局在日米軍協力課長は、防衛大臣が前条第 1 項の報告を受けた場合には、速やかにその旨をオーストラリアの当局に通知するものとする。

2 裁判所から裁判上の和解が提示された場合においては、地方協力局在日米軍協力課長は、第 9 条の規定の例により、オーストラリアの当局と協議するものとする。

3 裁判所の判決により被害者等が受けた損害の額が確定した場合には、地方協力局在日米軍協力課長は、速やかにその結果をオーストラリアの当局に通知するものとする。

第 5 章 賠償金の支払・償還

（賠償金の支払）

第 1 2 条 オーストラリアの当局との協議により被害者等が受けた損害の額が確定したときは、地方防衛局長等は、オーストラリアの当局と作成した損害の原因確

認書に従い賠償金の額を決定の上、被害者等から別記様式第5号による同意書を取り付けた後、速やかに賠償金の支払の手続をとらなければならない。

2 裁判所の確定判決により被害者等が受けた損害の額が確定したときは、地方防衛局長等は、確定判決書に従い、速やかに賠償金の支払の手続をとらなければならない。

3 地方防衛局長等は、前2項の支払の手続が完了したときは、速やかに別記様式第6号による支払報告書を作成し、防衛大臣に送付しなければならない。

（オーストラリアに対する償還の要請）

第13条 地方協力局在日米軍協力課長は、防衛大臣が前条第3項の支払報告書を受領した場合には、その明細及び協定第23条第5項(e)に基づく分担案を作成し、オーストラリアの当局に通知しなければならない。

2 地方協力局在日米軍協力課長は、オーストラリアの当局が前項の分担案を受諾し、又は協定第23条第5項(d)後段の規定により同項の分担案を受諾したとみな

したときは、別記様式第 7 号による償還請求書及び協
定第 2 3 条第 5 項(f)に規定する明細書（以下この条に
おいて「償還請求書等」という。）をオーストラリア
の当局へ送付する。オーストラリアの当局に対する当
該償還請求書等の送付は、直近の償還請求書等の送付
の日から 6 か月を経過した日以後に行うものとする。

- 3 オーストラリアの当局に対する、協定第 2 3 条第 5
項(f)に規定する償還の督促は、オーストラリアの当局
が前項の償還請求書等を受領した日から 2 か月を経過
した日以後に行うものとする。

附 則

この訓令は、令和 5 年 8 月 2 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 5 年 1 0 月 2 7 日から施行する。

別記様式第1号 Form 1
(第6条関係)

(表)

損害賠償請求書

※ () 都道府県) No. - ()

防衛局長 東海防衛支局長		殿	請求者 住 所 氏 名 被害者との続柄	
下記により、オーストラリア軍隊の構成員等の行為等による損害の賠償を請求する。 年 月 日				
被 害 者	氏名及び生年月日： 年 月 日			
	住 所：			
事 故 の 概 要	事故発生日時： 年 月 日 前後 時 分			
	事故発生場所：			
	加害者、事故の状況等			
請 求 額	療 養 賠 償 ￥		葬 祭 料 ￥	
	休 業 賠 償 ￥		慰 謝 料 ￥	
	障 害 賠 償 ￥		財 産 賠 償 ￥	
	遺 族 賠 償 ￥		合 計 ￥	
	及び遺族旅費			
上 記 請 求 額 の うち 他 か ら 既 に 受 領 し た 金 額	金 額	支給機関	金 額	支給機関
	損害保険金 ￥ ()	国民健康保険法	￥ ()	
	労働基準法 ￥ ()	船員保険法	￥ ()	
	労働者災害補償保険法 ￥ ()	そ の 他	￥ ()	
	健康保険法 ￥ ()	合 計	￥	
遺 族	氏 名 生年月日 被害者との続柄 住 所			
証 人	氏 名 生年月日 住 所			
添 付 書 類				
備 考	既往の身体障害又は異常：			

(裏)

請求書の提出に当たっての注意

1. 請求者は、事故発生場所を管轄する又は防衛大臣の指定する地方防衛局長（事故発生場所が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあっては、東海防衛支局長）へ提出してください。
2. 代理人により賠償を請求するときは、代理人に賠償の請求及び賠償金等の受領を委任する委任状を請求書に添付してください。
3. 請求書には、次表に掲げる書類を添付してください。なお、必要に応じ地方防衛局長又は東海防衛支局長が要求する書類を提出してください。

賠償の別	賠償の内容	請求書に添付する書類
療 養 賠 償	オーストラリア軍隊の構成員等の行為等により負傷し、又は病気にかかったため、その療養の費用を請求するもの	療養の内容を記載した医師の証明書、療養費の内容を明らかにすることができる請求書、領収書等及び療養雑費の内容を明らかにする資料
休 業 賠 償	オーストラリア軍隊の構成員等の行為等により損害を受けたため、得ることができない業務上の収入を請求するもの	勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書） 勤務先の療養欠勤中における支給給与額の証明書 休業証明書（給与所得者のときは勤務先の代表者、その他の者は市町村長等の証明書）
障 害 賠 償	オーストラリア軍隊の構成員等の行為等により負傷し、又は病気にかかり、治ったときなお身体に障害があるときに請求するもの	身体障害の程度を記載した医師の証明書 勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書）
遺族賠償及び遺族旅費葬祭料	オーストラリア軍隊の構成員等の行為等により死亡したときに請求するもの	死亡診断書 勤務先の給与額証明書（給与所得者以外の者は、税務署の所得金額証明書） 戸籍謄本 葬祭料の内容を明らかにする資料
財 産 賠 償	オーストラリア軍隊の構成員等の行為等による不動産及び動産の損害を請求するもの	財産損害申告書及び次の書類 イ 修理可能のとき 信用ある業者の修理見積内訳書又は既に修理したときはそれに要した額を証明する領収書及びその内訳書 ロ 修理不可能のとき 信用ある業者の再取得又は再建築見積内訳書 ハ 登記簿謄本等

4. ※印の箇所には、記入しないでください。

(第8条関係)

損害状況等報告書

報告書作成年月日： 年 月 日							
整理番号 ： No. - （ ） 請求受理年月日： 年 月 日							
請 求 者	氏 名： 住 所： 被害者との関係：						
被 害 者	氏 名： 住 所： 生年月日： 年 月 日						
当 事 者	被害者側 氏 名： 住 所： 生年月日： 年 月 日 当該事故の他被害者名：						
	オーストラリア側 氏 名： 所 属：						
事 故 概 要	発生年月日及び時刻： 年 月 日 （ 曜 日） 時 分頃 発生場所： 発生状況：						
過失割合の認定	調査方法： 調査結果の判定： 過失割合の認定：オーストラリア側当事者 ％、被害側当事者 ％、共同不法行為 ％						
内 訳	種 別	請求額	査定額	保険給付額	過失割合額	他からの受領額	支払額
	療 養 賠 償						
	休 業 賠 償						
	障 害 賠 償						
	遺族賠償及び旅費						
	葬 儀 費						
	慰 謝 料						
	財 産 賠 償						
	合 計						
備 考							

別記様式第3号 Form 3

(第9条関係)

損害賠償請求査定結果通知書

NOTIFICATION OF RESULT OF ASSESSMENT OF DAMAGES
PRESENTED UNDER

ARTICLE XXIII, THE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND AUSTRALIA CONCERNING
THE FACILITATION OF RECIPROCAL ACCESS AND COOPERATION
BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND
THE AUSTRALIAN DEFENCE FORCE

整理番号 File Number : _____

請求者氏名 Claimant : _____

請求者住所 Claimant's Address : _____

請求額 Amount Claimed :

a.療養賠償 Medical Treatment ¥ _____

b.休業賠償 Inability to Work ¥ _____

c.障害賠償 Physical Handicap ¥ _____

d.遺族賠償及び遺族旅費 ¥ _____

Bereaved Family and their Travel Expenses

e.葬祭料 Funeral Rites ¥ _____

f.慰謝料 Pain and Suffering ¥ _____

g.財産賠償 Property Damage ¥ _____

合計 Total ¥ _____

事故発生場所 Place of Accident : _____

事故発生年月日 Date of Accident : _____

請求書提出年月日 Date Claim Presented : _____

当事者 Parties Involved : オーストラリア側 AUS Party _____

被害者側 Injured Party _____

事故内容 Description of Accident : _____

証明 Justification :

上記損害賠償請求は、日本側によって十分に考慮され、かつ、日豪円滑化協定第23条第5項に従って処理されるべきものと認める。

The Japanese side has fully considered the foregoing claim and considers that it should be filed in accordance with paragraph 5 of Article XXIII of the Agreement.

署名 Signature:

日付 Date:

別記様式第4号 Form 4

(第9条関係)

損害の原因確認書

CONFIRMATION OF CAUSATION OF DAMAGES
UNDER

ARTICLE XXIII, THE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND AUSTRALIA CONCERNING
THE FACILITATION OF RECIPROCAL ACCESS AND COOPERATION
BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND
THE AUSTRALIAN DEFENCE FORCE

整理番号 File Number: _____

十分考慮した結果、請求者の損害は、下記によって生じたことを双方が確認した。

After full consideration it is mutually confirmed that claimant's damages were caused:

- ☐ a. 公務中のオーストラリアの訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又はオーストラリアの訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故による。

Arising out of acts or omissions of members of the Visiting Force or the Civilian Component of the AUS done in the performance of official duties, or out of any other act, omission or occurrence for which the AUS Visiting Force is legally responsible.

- ☐ b. オーストラリアの訪問部隊の構成員若しくは文民構成員及びその他の者のそれぞれの過失による。

By respective fault of the AUS party and another.

オーストラリア国防軍の構成員若しくは文民構成員の過失

AUS party's fault _____ % 円

被害側当事者の過失

Injured party's fault _____ % 円

上記以外の者の過失

Fault of other's _____ % 円

- ☐ c. 公務中のオーストラリアの訪問部隊の構成員若しくは文民構成員の作為若しくは不作為又はオーストラリアの訪問部隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故によらない。

Not arising out of acts or omissions of members of the Visiting Force or the Civilian Component of the AUS done in the performance of official duties, or out of any other act, omission or occurrence for which the AUS Visiting Force is legally responsible.

日本側
Japanese side:
氏名・官職名 Name and Title

オーストラリア側
The AUS side:
氏名・官職名 Name and Title

署名 Signature: 日付 Date

署名 Signature: 日付 Date

別記様式第5号 Form 5
(第12条関係)

日付
Date : _____

防衛局長 殿
東海防衛支局長
To: Director, General, Regional Defense Bureau
Director, Tokai Defense Branch

同 意 書
LETTER OF CONCURRENCE

年 月 日
において発生した事故につき、賠償請求をしたが、その事故によるすべての損害に対する賠償請求の最終的解決として下記賠償金額を受領することに同意する。

なお、下記金額を受領の上は、いかなる理由でも今後本事故による損害について請求は行わない。

I hereby accept the amount of compensation for damages mentioned below, for which I have made a claim, in full settlement of all claims arising out of the incident which occurred on _____, 20____ at _____.

I further declare that upon acceptance of the stated amount I will under no circumstances make any other claim for damages arising from this incident.

賠償総額	
Total Amount of Compensation:	¥
内 訳	
Breakdown	
療養賠償	
Medical Treatment	¥
休業賠償	
Inability to Work	¥
障害賠償	
Physical Handicap	¥
遺族賠償及び遺族旅費	
Bereaved Family and their Travel Expenses	¥
葬祭料	
Funeral Rites	¥
慰謝料	
Pain and Suffering	¥
財産賠償	
Property Damage	¥

署 名
Signed by: _____
請求者 / Claimant

住 所
Address : _____

本写しは正確であることを証明する。
Certified as a true copy.

証明者名
Certified by: _____

防衛局長
東海防衛支局長
Director, General, Regional Defense Bureau
Director, Tokai Defense Branch

別記様式第 6 号 Form 6
(第 1 2 条関係)

支 払 報 告 書

PAYMENT STATEMENT UNDER

ARTICLE XXIII, THE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND AUSTRALIA CONCERNING
THE FACILITATION OF RECIPROCAL ACCESS AND COOPERATION
BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND
THE AUSTRALIAN DEFENCE FORCE

整理番号 File Number: _____

賠償金額 Amount of Award: _____

賠償金支払当局 Authority Making Award: _____

賠償金支払年月日 Date of Payment of Award: _____

添付 Attachments :同意書 Letter of Concurrence

氏名・官職 Name and Title:

署 名 Signature:

日付 Date:

償 還 請 求 書
REIMBURSEMENT REQUEST
UNDER

ARTICLE XXIII, THE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND AUSTRALIA CONCERNING
THE FACILITATION OF RECIPROCAL ACCESS AND COOPERATION
BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND
THE AUSTRALIAN DEFENCE FORCE

日付 Date

殿

To:

償還請求のための請求書一覧表記載の請求は、円滑化協定第 2 3 条第 5 項(a)により、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に適用される日本国の法令に従い解決されたこと、また、その支払金額は、正しく記載されて日本国政府により実際に支払われたことを証明する。

I certify that the claims listed in the Request List of Claims have been settled in accordance with the laws and regulations of Japan applicable to claims arising from the activities of Self-Defense Forces of Japan pursuant to paragraph 5 (a), Article XXIII of the Agreement and that the amounts which are correctly shown in the List have actually been paid by the Government of Japan.

償還請求のための請求書一覧表／ Request List of Claims

番号 Line	整理番号 File Number	日本側支払金額及び支払年月 Amount Paid by Japan and Date of Payment		オーストラリア負担分 The UK Portion of the Amount
		日付 Date of Payment	金額 Amount	

請求金額 Amount Requested: _____

受取人 Payee: _____

氏名・官職 Name and Title:

署 名 Signature: _____